

## 〔研究報告〕

# 第三者に対する受託者責任の限定

中西英人

## 目次

1. はじめに
2. 第三者に対して受託者が負担する責任とその制限
3. 責任限定特約の性質
4. 責任限定特約に伴う諸問題
  - (1) 受託者の信託違反——信託契約と責任限定特約の関係——
  - (2) 債権者が複数存在する場合の問題点
    - ① 責任限定特約のある債権者とない債権者の併存
    - ② 債権者による信託財産の差押と固有財産からの弁済
    - ③ 履行期の到来していない債権者の権利と信託の破産
5. おわりに

## 1. はじめに

信託の受託者は、信託目的に従ってその職務を遂行する過程で、第三者に対して様々な債務を負担することがある。

信託法は、19条で受託者が受益者に対して負担する債務——いわゆる受益債務——が信託財産を限度とする物的有限責任であることは規定しているが、第三者に対して負担する債務については規定がなく、そのような債務については、受託者は信託財産と並んで自己の固有財産でも、いわば連带的に債務を負担するというのが現在の通説的見解である。<sup>(1)</sup>

もっとも、信託法36条では、受託者が正当な信託事務として第三者に対して債務を負担した場合に、固有財産からその債務を弁済したときは、信託財産または受益者に対して求償できることが定められている。受託者はもっぱら受益

者の利益のために信託事務を行うのであり、正当な信託事務として受託者が負担する債務は信託財産に帰属すべきであって、最終的には信託の利益を享受する受益者が負担すべきである、という趣旨を規定したものと考えられる。<sup>(2)</sup>

しかしながら、受託者の固有財産からの弁済額が信託財産価額を超過する場合<sup>(3)</sup>には、その弁済が正当な信託事務であったとしても、受託者は十分な補償を受けられない可能性がある。

すなわち、信託財産に求償して、なお不足があれば、受託者は信託法36条2項によって受益者にも求償できるはずであるが、同条の規定はその一方で、3項において受益者が受益権を放棄すれば受託者が受益者に求償できないことを定めている。あるいは、仮に受益者に受益権の放棄が認められない場合であって<sup>(4)</sup>も、多数・大量の受益者を擁する信託において、そのひとりひとりに、しかも<sup>(5)</sup>公平に債務を負担してもらうことは実務上ほとんど不可能である。要するに、受託者は、信託事務を遂行する過程で負担した債務について対外的にその全額を弁済する責任が生ずる反面、信託財産額以上の補償は必ずしも望み得ないのである。

したがって、そのような場合には、受託者は正当な信託事務として負担した債務であるにもかかわらず、自己の固有財産を抛出してまでその責任を負わねばならないこととなる。しかし、受益者の利益のために信託事務を行う受託者にそこまでの負担を強いることは、公平性の観点からも決して妥当とは思われない。受託者としては、そのような負担を回避するために、第三者に対して負担する債務についても、受益者に対する債務と同様、信託財産を限度の有限責任とする方策が必要となる。

英米では、受託者が信託事務として第三者と契約を締結する際に、その契約上の責任を信託財産の限度に制限する例が従来から多く見られるが、わが国ではこれまでそのような契約を受託者が締結する例はあまりない。<sup>(6)</sup>しかし、今後、<sup>(7)</sup>信託制度の利用が多様化するに伴って、受託者の責任制限を必要とする信託は一層増えるものと思われる。

そこで本稿では、受託者が第三者に対する責任を制限する場合の法的効果に

### 第三者に対する受託者責任の限定

ついて検討を行い、次いでそのような受託者の責任制限に伴って生ずる幾つかの問題点を指摘し検討することとしたい。なお、それらの検討にあたっては、受託者が第三者に対して負担する債務が信託財産の価値を超過し、しかも受益者<sup>(8)</sup>に求償できないという場合を前提とする。

- (1) 入江真太郎『全訂・信託法原論』340頁、青木徹二『信託法論』256頁、四宮和夫『信託法（新版）』73頁、287頁。

但し、いわゆる債権説が、受託者は第三者に対する関係では信託財産の所有者であり民法の一般原則が当然に適用される、と考えるのに対して、四宮教授は「受託者の債務は外部に対する関係で、信託財産の信用能力の不足を補うために、信託財産の名義者であり、現実の行為者である受託者に『負担部分のない連帯債務』に類似した債務を負わせたにすぎない」と説明される。

- (2) 「『利益の属する者に危険も属する』という原則（民法150条3項）が妥当する」（四宮・前掲書（注1）290頁）。なお、松本崇『信託法（特別法コンメンタール）』205頁以下参照。

- (3) 受託者の信託事務が、信託財産の単純な管理・処分のみである場合には、原則としてこのような事態は生じない。

しかし、我が国で多くみられる利殖・投資を目的とする信託では、大きな利潤を目指す反面、損失を生じて債務超過に陥る可能性のあることが指摘されている（田中實「信託の機能的類型化について」四宮先生古稀記念論集・民法・信託法理論の展開411頁）。

なお、信託財産が債務を負担する具体例と債務超過の可能性につき、北村恵美「信託財産に帰属する債務に関する一考察」信託法研究第18号7頁以下参照。

- (4) 信託法36条3項の規定にかかわらず、一定の場合には受益者に受益権の放棄が認められないとする見解は有力である（新井誠『財産管理制度と民法・信託法』26頁。北村・前掲論文（注3）では「受益権の放棄」＝「受益の拒絶」と解し、「受益者が受益を受入れたと見られる行為があれば、それ以降においては、……放棄は認められない」とする）。なお、実務では自益信託の信託契約上に受益権放棄を制限する特約を設ける例もある。

もっとも、いずれにせよ受益者に資力がなければ受託者は補償を受けられない。

- (5) 神田教授は、このような信託の受益者は「投資家ないし預金者とも呼ぶべき

者である。」「原則は有限責任とすべきではないか」とされる（神田秀樹「日本の商事信託——序説」鴻先生古稀記念・現代企業立法の軌跡と展望596頁）。

また、受益権が有価証券化され転々流通する場合には、受託者が受益者を把握できない可能性もある。受益権の有価証券化については、前田庸「受益権」信託法研究第10号58頁以下参照。

- (6) 角紀代恵「受託者および信託財産の第三者に対する責任」企業法学(1993 Vol. 2) 152頁参照。いわゆる事業信託では、受託者が責任制限を行うのが通例であるとされる（海原文雄『英米信託法の諸問題』下巻91頁）。
- (7) 筆者の知る限りでは、土地信託契約と証券投資信託契約の一部にみられる程度である。
- (8) 厳密には、受託者に求償権がない場合と、求償権はあるが事実として求償できない場合とでは法解釈上差異が生ずる場合がありうるが、本稿では言及しない。

## 2. 第三者に対して受託者が負担する責任とその制限

受託者の責任制限の問題を検討するにあたり、まず、受託者が第三者に対して負担する責任にはどのようなものがあるのかを確認しておきたい。

前述したように、我が国の信託法には受託者が第三者に対して負担する責任を定めた規定はないが、米国の信託法リステイメントではそれを次の3種類に分類している。<sup>(9)</sup>

第1に受託者が信託事務として第三者と締結する契約上の責任、第2に受託者の不法行為に基づく責任、そして第3に受託者が信託財産の権利主体であることに基づく責任である。この分類は、我が国の受託者が負担する責任についても同様と考えられるが、それらの責任について各々の制限方法を検討すると、まず、受託者が第三者と締結する契約上の責任については、その契約に特約を設けることによって制限することが可能であると思われる。受託者の責任が制限<sup>(10)</sup>されていることを知って契約を締結する第三者は、仮に受託者の責任制限ゆえに不利益が生じたとしても保護に欠けるものではなく、契約自由の原則からも、このような契約が認められることに異論はないであろう。

しかし、受託者の不法行為責任や受託者が信託財産の権利主体であることに

### 第三者に対する受託者責任の限定

よって負担する責任については、契約上の特約によって制限することは不可能である。不法行為に基づく損害賠償債務は、それが受託者の故意・過失に基づく場合には本来信託財産に帰属すべき債務ではなく、<sup>(11)</sup> 無過失の所有者責任に基づくものであったとしても、あらかじめ債務の内容や金額、債権者などを特定することができないからである。また、受託者が信託財産の権利主体であることによって負担する責任についても、例えば、信託財産にかかる公租公課などは受託者が契約に基づいて負担する債務ではなく、契約上の特約によって制限することは不可能と考えられる。

もっとも責任制限の必要性という観点のみから考えれば、受託者にとって、いわゆる所有者責任の問題は、信託事務に何らの過失がないにもかかわらず不法行為責任を負担しなければならないという点で大きな問題である。<sup>(12)</sup> しかし、現行法上そのような責任を法の規定なく制限することは原則として許されないと考えられており、<sup>(13)</sup> 本稿における受託者の責任制限の検討対象からは割愛することとしたい。

(9) Restatement (Second) of Trusts §262, §264, §265 参照。

(10) 四宮・前掲書（注1）287頁，遊佐慶夫『信託法提要』76頁。

(11) 四宮・前掲書（注1）205頁。

(12) 受託者の所有者責任については、我が国ではもっぱら民法717条の土地工作物責任の問題として論じられる（大阪谷公雄『信託法セミナー』316頁，北村・前掲論文（注3）8頁）が、国際的には環境汚染に対する損害賠償責任がその莫大な賠償金とともに大きな問題として指摘されている（The International Academy of Estate and Trust Law の1993年報告では、各国から環境汚染に対する受託者の責任が論じられている）。

例えばアメリカでは、いわゆるスーパーファンド法（The Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act）によって土壌汚染の損害は土地所有者の無過失責任とされているが、この場合の損害額は土地を元の状態に戻すための費用から算出される。当該土地が信託財産であると、保険金や信託財産自体ではまかないきれない膨大な賠償額を、受託者は固有財産で負担しなければならないのである。（なお、本 Academy における各国代表の報

告に関しては、新井誠教授から多くの貴重な資料をいただいた。）

(13) 大阪谷公雄『信託法の研究』下巻423頁，田中實・前掲論文（注3）411頁。

### 3. 責任限定特約の性質

受託者が契約に基づいて第三者に対して債務を負担する場合に、その債務の責任を信託財産の限度に制限するための特約とは、いかなる法的性質を有するのであろうか。

例えば、受託者が信託事務として第三者から金銭の借入を行い、その後、受託者に過失なく信託財産が減少したとする。債務の弁済期に残存する信託財産の価額がその債務の額より少ない場合、受託者の責任を制限するという特約によって生ずる効果には幾つかの考え方がありうる。<sup>(14)</sup>

ひとつは、受託者の債務額が残存する信託財産価額と同額まで減少するという考え方である。これは、第三者（債権者）の側から考えれば、受託者との契約締結時の債権額を上限として、信託財産の価額の変動につれて債権額が変動することを意味する。

次に、受託者の債務額は減少しないが、その責任は信託財産の価額を限度に制限されるという考え方もありうる。債権者は受託者の債務不履行に際して信託財産・固有財産のいずれの財産にも権利の行使が可能であるが、その行使の額が信託財産の価額を限度に制限されるという考え方である。

あるいは、債権者が権利を行使できる財産が信託財産のみに限定されているという考え方も可能である。民事執行法上、いわゆる執行制限契約と呼ばれるものであるが、このような契約も私法上は有効とされている。<sup>(15)</sup> この考え方によれば、債権者は信託財産以外の受託者の財産、すなわち固有財産に対して強制執行等の権利の行使ができないこととなる。

以上の3つの考え方は、理論的にはいずれも可能であるかも知れないが、受託者の責任制限の特約をどのように解すべきか、あるいはどのような法的効果を実現させることが妥当であるのかについては、受託者がその特約を締結する

### 第三者に対する受託者責任の限定

目的から判断すべきであろう。

そして、受託者が責任制限を行う目的とは、受託者が個人の地位で行う事務（以下、「信託事務」に対して「固有事務」と呼ぶ）によって負担する債務と、信託事務によって負担する債務とを、帰属財産上分別することにあると考えられる。すなわち、各々の債務が帰属する財産を分別・独立させて、互いにその財産の限度でのみ債務を負担しようとするところにある。

受託者が締結する特約の目的をそのように解するのであれば、「固有の事務」によって債務を負担する債権者——いわゆる一般債権者——は信託法16条によって信託財産に対して権利を行使できないことが定められているのであるから、特約では、受託者が信託事務によって債務を負担する債権者に、固有財産への権利行使を認めないことのみを規定すればよい。

したがって、受託者の責任を制限する特約とは、受託者が信託事務として負担した債務については信託財産の範囲でのみ責任を負うという契約、すなわち、受託者の責任財産が信託財産に限定されているという執行制限契約と解することが妥当であると思われる。

なお、イギリスでは、契約上で受託者の責任制限が明確でないときは、責任財産を信託財産に限定している趣旨に解すべきであるとされ<sup>(16)</sup>、また、アメリカでは、受託者が信託事務によって債務を負担する債権者であっても原則として信託財産に対する直接的な権利の行使は認められないが、受託者が契約によって固有財産の責任を否定している場合にはそれが許される<sup>(17)</sup>。債権者に信託財産のみへの権利行使を認めるという点で、アメリカにおける受託者の責任制限も同様に解されているものと思われる。

受託者の責任を信託財産のみに限定するという意味で、本稿では、以下、そのような効果を生じさせるための特約を責任限定特約と呼ぶこととするが、次に、それでは、いかなる内容の特約を設ければ、責任限定特約は有効に成立するのか問題となる。

英米では、受託者の責任を制限する特約の有効性について、契約上いかなる文言があれば受託者の固有財産の責任が否定されるか、という問題としてしば

しば争われている。多数の判例が存在するが、現在のほぼ確定した判例によれば、契約書の中で債務者が受託者であること、受託者として契約を締結することを明らかにしただけでは足りず、個人責任を免れる内容の明確な文言が必要であるとされている。<sup>(18)</sup>

それらの判例が示す内容は、我が国の受託者が特約によって責任を限定する場合にも同様と考えられ、例えば、「この契約は受託者として締結します」あるいは「信託事務として締結します」といった程度の文言が契約上に存在するだけでは、責任財産が信託財産に限定されているとは認められない。反面、「受託者は契約上の責任を信託財産以外の固有の財産では負担しません」など、固有財産による負担を明確に否定している場合には、受託者の固有財産が契約上の責任を負担しないことは一応推測されてよいと思われる。

もっとも、受託者の固有財産による責任が否定されているからといって、そのことが直ちに債権者の執行可能財産が信託財産に限定されている趣旨に解されるかについては疑問の余地がないでもない。また、多数の信託契約を締結している受託者と取引をする場合には、引当となる信託財産の範囲が明確に示されていなければ、債権者は思わぬ損害を蒙る可能性もある。

したがって責任限定特約に執行制限の意味を持たせるためには、単に固有財産の責任を否定する文言だけでは足りず、積極的に債権者の執行可能財産の範囲を示す文言が必要ではないかと思われる。

なお、責任限定特約の成立に関しては、その特約が当初の信託契約にも定められている必要があるのか、あるいは逆に、信託契約上に責任限定特約が存在すれば、それだけで受託者は第三者に対してその存在を主張できるのかという問題も考えられる。

異論はあると思われるが、まず、責任限定特約が当初の信託契約にも必要か否かという問題は、この特約によって拘束されるのが受託者と第三者であることから考えれば、両者の間で締結される契約上にのみ存在すれば足り、原則として信託契約上にまで定められている必要はないのではないかとと思われる。<sup>(19)</sup>

### 第三者に対する受託者責任の限定

その反面、信託契約に責任限定特約が定められていたとしても、それだけでは受託者は特約の存在を債権者に対して主張できないと考えるべきではないだろうか。信託契約は委託者と受託者の間で信託内部の権利関係を定める契約であり、その内容が当該契約の当事者ではない債権者まで拘束するのでは、債権者が保護されないとと思われるからである。<sup>(20)</sup>

(14) D.J. Hayton, “Trading Trusts” (J. Glasson, INTERNATIONAL TRUST LAWS, Section B Chapter 5.) 参照。(この文献については樋口範雄教授と真船秀郎氏による翻訳が『信託 (117号)』46頁以下に掲載されている。本稿はこの文献に拠る部分が多く、お二人からは多くの関係資料とご教示をいただいた。)

(15) 私法上有効というのは、このような債権債務者間の契約は公的な執行機関までも拘束しないという意味である。したがって、執行制限契約に反する執行が当然に違法とされるわけではなく、受託者は責任限定の合意があることに基づいて執行の排除を求めることとなる。

債務名義または執行文に責任限定の合意が表示されていなければ請求異議の訴(民事執行法35条)、表示があるにもかかわらず執行された場合には、執行異議(同法11条)または第三者異議の訴(同法38条)によって求めることができる。(中野貞一郎『民事執行法(第二版)』74頁、山木戸克己『民事執行法・保全法講義』101頁参照)。

(16) 前掲・Hayton (注14) 参照。

(17) Restatement (Second) of Trusts §267 参照。我が国の信託法16条1項は「(受託者の) 信託事務ノ処理ニ付生シタル権利ニ基ク場合」に、債権者が直接信託財産に対して権利を行使することが認められているが、アメリカでは、そのような場合であっても権利の行使は受託者の固有財産に対してのみであって、信託財産に対しては認められない。

しかし受託者が固有財産の責任を否定する特約を締結している場合には、その反射的效果として信託財産への直接的な権利行使が認められ、当然ではあるがその行使は信託財産の限度に制限される。固有財産への権利行使が否定されると、そのことをもって信託財産への権利行使が許されるというのは、やや論理的に飛躍があるようにも思われるが、本稿では、受託者の固有財産の責任を制限する特約が債権者の権利行使を信託財産のみに限定する趣旨であるという点で、類似の

例として引用した。

- (18) 海原・前掲書(注6)67頁,角・前掲論文(注6)152頁。なお Restatement (Second) of Trusts §263. comment(a) は, 受託者が契約書に署名する際に, “trustee” あるいは “as trustee” という肩書を記載しても個人的責任を免れないが, “as trustee but not individually” または “as trustee and not otherwise” という文言があれば個人的責任を免れるとする。
- (19) 信託契約で認められていない以上, 受託者は責任制限の特約を締結できないという考え方もありうる。卑近な例を挙げれば, 実務上, 受託者が第三者から借入を行う場合に責任制限特約を設定すれば, 設定しない場合より高い金利を支払わねばならなくなるのが通常であるが, この利差損は信託財産に帰属することとなる。そのような損失を生ずる以上, 信託契約上で認められていない受託者の責任限定特約の締結が信託違反とされる可能性はある。

しかし, 受託者はあくまで他人財産の管理者に過ぎない。受益者に求償できないという本稿の前提から考えれば, 信託事務に何ら過失がないにもかかわらず, 発生した損失のみ受託者の固有財産が負担しなければならないというのは不合理ではないか。

米国のビジネス・トラスト同様, とくに受益者への求償権が否定されている場合(受益者が有限責任である場合)には, 信託契約になくとも受託者は自己の責任を制限できると考えるべきではないかと思われる。

- (20) 責任限定特約のある信託契約が公示されている場合はどうか。信託法3条は, 登記・登録等の公示手続によって受託者が信託を第三者に対抗できる旨を定めている。例えば, 不動産登記法110条ノ5第1項5号は信託の登記を申請するにあたって信託条項を記載した書面を添付することを定め, 同法110条ノ6では, その書面は信託原簿として登記とみなすと規定している。このとき, 登記された信託契約に受託者の責任制限条項があれば, 受託者は第三者に対してそれを主張できるのが問題となる。

この問題については, 登記によって受託者は責任制限特約を第三者に主張できべきだとする見解もある(大阪谷・前掲書(注13)424頁)。しかし, 責任限定特約が契約上になれば, 債権者は受託者の固有財産や社会的な信用に基づいて契約するのであり, その場合の金銭消費貸借契約において信託財産は契約の目的物でもない。形式的にみれば債権者と受託者の間の契約は信託財産と無関係であり, 当該信託財産とともに受託者の責任限定特約が登記されていたとしても, そ

### 第三者に対する受託者責任の限定

れを受託者が主張できるというのは債権者にとって厳しすぎるのではないか。受託者・債権者間の契約に明記されてこそ、責任限定特約は有効に成立すると考えるべきではないかと思われる。

#### 4. 責任限定特約に伴う諸問題

これまで述べてきたように、責任限定特約を設けることによって、受託者は第三者と締結する契約上の責任を信託財産限度の有限責任とすることが可能となる。

しかし、そのような特約を締結するにあたっては、契約の当事者が信託の受託者であるがゆえに様々な問題が生ずる。以下、その幾つかについて若干の考察を試みることにする。

##### (1) 受託者の信託違反——信託契約と責任限定特約の関係——

責任限定特約を伴う契約を締結して受託者に金銭の貸付を行う第三者（以下、債権者と呼ぶ）にとって、信託財産の価値の変動は債権保全上極めて重要である<sup>(21)</sup>。信託財産の価値は、受託者が信託契約に基づいて行う運用（管理・処分）によって変動するから、その意味で信託契約の内容は債権者の利益に大きく関係しているといえる。

そこで、受託者が信託契約に違反する信託財産の運用を行ったとき、そのために不利益を受けた債権者の権利と責任限定特約との関係が問題となる。

すなわち受託者の信託契約に違反する行為——信託違反——は、それが不法行為を構成しない限り信託内部の問題であり、信託法では委託者・受益者等の信託関係者以外に受託者の責任を追及する権利を認めていない<sup>(22)</sup>。通常は信託違反によって信託財産が減少すれば、受益者等が信託法27条に基づいて受託者に対して損失填補または復旧の請求を行うと考えられるから、それによって信託財産の損害が補填されれば、債権者に不利益は生じないとも考えられる。しかし、例えば、受益者が受託者の信託違反の責任を免除したり、受益権を放棄するなどして損失填補等の請求を行わない場合があることを想定すると、債権者

にとって受託者に信託違反の責任を追及できるか否かは大きな問題となる。

この問題に関して、米国信託法リステイメントは、受託者の信託違反によって信託財産が減少し債権者との契約を履行するのに不十分となった場合には、受託者が契約上の責任を信託財産に限定していたとしても、不足分を固有財産<sup>(23)</sup>で負担しなければならないと定めている。契約上の責任を信託財産に限定している受託者には債権者のために信託財産を維持する義務があるとされ、信託違反によって信託財産を減少させた場合は、その義務違反の責任が受託者に生ずるためであると解される<sup>(24)</sup>。

しかし、我が国の信託法にはリステイメントのような規定は存在しない。あるいは信託財産を減少させることに受託者の故意が認められれば、それによって不利益を受ける債権者は受託者の不法行為責任を追及できるとも考えられるが、例えば、信託契約に定められている以外の方法で信託財産を運用したとしても、必ずしも受託者に信託財産を減少させる意思があったとは認めにくい。受託者の信託違反によって信託財産が減少し、結果として債権者に不利益が生じたとしても、債権者が常に受託者の不法行為責任を追及できるとは限らないのである。

しかし、受託者の信託違反に対して債権者は何ら異議を述べることもできず、その結果を甘受せねばならないというのでは、その立場は著しく不利なものとなる。債権者にとっては、そのような不利益を回避するために、受託者の信託違反を追及できる何らかの方策が必要である。

そもそも債権者が受託者の信託違反の責任を追及できないのは、信託契約が委託者と受託者の間でのみ締結される契約であるのに対して、債権者の権利は、受託者と債権者との間で締結される信託契約とは別の契約に基づくものだからである。すなわち、両契約が独立して締結されているため、受託者の信託違反は原則として債権者との契約違反を構成せず、債権者は受託者の責任を追及できないのである。

しかし、そのことを翻って考えれば、受託者の信託違反が債権者との契約違

### 第三者に対する受託者責任の限定

反を構成するのであれば、債権者は受託者の責任を追及できると考えることが可能である。例えば、債権者と受託者との間で締結される契約上に、受託者が信託契約を遵守することを定めておけば、受託者は委託者や受益者とともに債権者に対しても信託契約を遵守する義務を負うこととなる。受託者の信託違反によって不利益を受けた債権者は、信託違反ではなく、契約違反を根拠として受託者の固有財産にその責任を追及することが可能となるのである。

実務上、受託者と契約を締結する債権者は、受託者の信託契約遵守を当然の前提としているものと考えられるが、万一受託者が信託違反を行い、その結果として不利益が生じたとしても、それだけでは受託者の責任を追及できないことに留意する必要があるのではないだろうか。<sup>(25)</sup>

- (21) 責任限定特約がなければ受託者は固有財産でも連带的に債務を負担するのであるから、受託者自身の経済状態が良好であれば、とくに信託財産の価値の変動は債権者の債権保全に直接影響しないと考えられる。
- (22) 信託法27条では、受託者の管理の失当・信託違反を追及できるのは、委託者、その相続人、受益者、他の受託者と規定されている。
- (23) Restatement (Second) of Trusts §263.
- (24) JAMES STEWART & CO., Inc., v. NATIONAL SHAWMUT BANK OF BOSTON. (69 FEDERAL REPORTER, 2d) 参照。これは Restatement (Second) of Trusts §263 comment (f) に引用されている判例である。
- (25) なお、信託財産の運用という点で類似する問題として、信託契約の変更にあたり、債権者は自己に不利益が生ずる可能性があれば、それに異議を述べることができるのかという問題が考えられる。

信託法23条では、信託財産の管理方法の変更について、委託者・受益者の請求に基づいて裁判所がその是非の判断を行うと規定している。このとき、裁判所は請求の妥当性を判断するにあたり関係人を審尋できると規定されているから（非訟事件手続法17条ノ3）、債権者が異議を述べる機会も全くないわけではない。しかし、信託契約の変更については、委託者・受託者・受益者の三者が同意すれば裁判所の許可なくできるというのが現在の通説であり、債権者の知らぬ間に不利な変更をされるおそれもある。

もっともこの場合も、当初信託契約の遵守を受託者と債権者との間の契約に定めることによって、債権者はそのような不利益を回避できると考えられる。但し、債権者は信託契約の変更自体を無効にし、あるいは取消すことはできない。契約上の文言にもよるが、債権者の同意なく信託契約を変更したときには、受託者は債権者に対して期限の利益を失い、あるいは加えて損害賠償責任を負うことになると思われる。

## (2) 債権者が複数存在する場合の問題点

受託者が信託義務として複数の債権者から金銭の借入を行う場合、すなわち債権者が複数存在する場合には、責任限定特約の締結に伴って一層複雑な問題が生ずる。

### ① 責任限定特約のある債権者とない債権者の併存

債権者が複数存在するとき、もっぱら債権者の立場から、受託者は責任限定特約をその全員との契約に設ける必要があるのかという問題が考えられる。

例えば、受託者が元本10億円の信託財産を受託し、信託契約に基づいて甲・乙の2人の債権者から各々10億円の金銭の借入を行ったとする。甲との契約には責任限定特約があるが、乙との契約には責任限定特約はない。借入によって負債を差し引かない信託財産の総額（積極財産）は一旦30億円となるが、その後、受託者に過失なく信託財産が減少し、積極財産の総額として18億円、負債を差し引いた純資産額として信託財産がマイナス2億円（債務超過）になったと仮定する。

このとき、まず各債権者に対する受託者の債務の履行期に前後関係がある場合を想定する。甲への履行期が乙への履行期以前に到来する場合、受託者が甲に対して10億円全額の債務を弁済すると信託財産は残り8億円となるが、乙とは責任限定特約を締結していないから、受託者は信託財産から弁済できない2億円を固有財産から弁済しなければならない。反対に、乙への履行期が甲への履行期以前に到来する場合は、受託者は乙に10億円全額を弁済すれば、責任限定特約を締結している甲に対して残り8億円の信託財産の限度で責任を負担す

### 第三者に対する受託者責任の限定

ればよい。

次に、両債権者への債務の履行期が同一の場合には、債務者たる受託者はいずれの債権者に弁済してもよいが、甲に弁済すれば乙への弁済に際して固有財産から2億円の負担が必要となり、乙に弁済すれば甲には固有財産から負担する必要はない。

このように、債権者の側から考えれば、責任限定特約の有無によって、同じ受託者に対する債権であるにもかかわらず、回収額に差異が生ずることとなる。とくに、責任限定特約を締結した債権者は、いずれの債権者に弁済するかという受託者の判断次第で回収額が大きく変動する結果となる。

もっとも複数の債権者間で債権回収額に差異が生ずることは、担保や保証の有無によって通常の商取引においてもありうることである。責任限定特約を締結していない債権者に対する債務が受託者の固有財産によって実質的に保証されていると考えれば、このような債権回収額の差異は必ずしも不合理なものとは思われない。

また、履行期が同一の場合、受託者は責任限定特約を締結していない債権者に弁済すれば固有財産による負担を免れる場合もありうるが、複数債権者のいずれに弁済するかは原則として債務者の自由であり、そのような弁済も、それ<sup>(26)</sup>だけでは責任限定特約を締結している債権者への詐害行為にはあたらないもの<sup>(27)</sup>と思われる。

以上の検討によれば、受託者が複数の債権者から借入を行う場合に責任限定特約を締結する債権者とそれを締結しない債権者を設けたとしても、法的には<sup>(28)</sup>直ちに問題が生ずるものではないと考えられる。

但し、前述したように、いずれの債権者に弁済するかという受託者の判断に固有財産の利害が関係する場合がありうるから、実務的にはあまり望ましいものではない。

(26) 我妻栄『新訂債権総論（民法講義IV）』185頁。

(27) 詐害行為取消権（民法424条）が認められるためには、債務者が債権者を害す

る法律行為（詐害行為）をしたことという客観的要件に加え、債務者および債務者の詐害行為によって利益を受ける者が詐害の事実を知っていること（詐害の意思）という主観的要件が必要である。

しかし、受託者が固有財産から債務を弁済しても責任財産たる信託財産が直ちに減少するわけではなく、その行為を詐害行為と考えるには無理がある。判例が原則として債権者への弁済に詐害性を否定していることから考えても、受託者と弁済を受ける債権者との間に明確な共謀の意思が認められればともかく、受託者が固有財産から弁済することに詐害行為取消権の適用を認めることは不可能と思われる（遠藤浩・他編『民法（4）債権総論』105頁以下参照）。

(28) ここに挙げた例は、本来は破産の問題として論じられるべきものである。破産法における破産管財人の否認権（72条）は、詐害行為取消権の行使対象となる詐害行為に加えて債務者の偏頗行為にも行使が認められる。信託財産が債務超過となっている本ケースでは、破産の問題として考えれば、固有財産からの弁済であっても受託者に偏頗の意思を推定することは可能と思われる。偏頗行為については本旨弁済についても故意否認を肯定するのが判例および近時の通説であり、破産管財人が受託者の弁済を否認することによって、債権者は破産財団たる信託財産から平等弁済を受けられるのではないかと考えられる。

しかしながら、後述するように、信託財産に破産法を適用することはできないと思われるのである。

## ② 債権者による信託財産の差押と固有財産からの弁済

責任限定特約は、受託者が契約に基づいて第三者に対して債務を負担するときに、その債務の責任を信託財産に限定することのみを定めるものである。したがって、この特約は受託者が必ず信託財産から弁済することを定めるものではなく、債権者は受託者の固有財産に権利を行使できないが、受託者が任意に固有財産から弁済することまでを禁止するものではない。<sup>(29)</sup>

しかし、受託者は固有財産から弁済することによって、信託法36条1項に基づき信託財産への補償請求権を取得する。この補償請求権が、債権者が複数存在する場合に問題を生ずる可能性がある。

### 第三者に対する受託者責任の限定

信託法36条1項は、受託者が信託財産に関する費用や損害を固有財産で負担したとき、その補償請求に関して「信託財産ヲ売却シ他ノ権利者ニ先チテ」権利の行使ができることを定めている。

そこで、複数債権者の一人が信託財産を差し押えた場合を想定し、まず、当該差押の発生以前に受託者が信託財産に対する補償請求権を取得していた場合を考察する。

このとき、受託者は差押の発生によって信託財産の売却はできないが、その後に信託財産が換価処分されれば、当該換価代金から補償請求権に基づき他の債権者に優先して配当を受けることはできると考えられる。そのような補償請求権の行使は、信託法36条1項の予定する権利の行使と考えられるし、それが否定されるならば同規定の存在する意味がないからである。

次に、信託財産に差押が発生した後に、受託者が差押債権者以外の債権者に対して固有財産から債務を弁済した場合を考察する。

ところが、このような場合にも受託者が補償請求権によって他の債権者に優先して配当を受けられるならば、債務者の財産処分の禁止を本質とする民事執行法の差押が事実上無意味になるおそれが生ずる。

すなわち、信託財産に差押が発生したにもかかわらず、受託者が固有財産から債務を弁済すると、それによって取得する信託財産への強力な補償請求権によって、実質的に信託財産から直接弁済する場合と同様の効果が生ずるからである。<sup>(30)</sup>

問題の所在をもう少し詳細に検討すると、まず、受託者の固有財産は差し押えられていないから、受託者が固有財産から債務を弁済すること自体は差し支えないと考えられる。例えば、債務の保証人は債務者の財産に差押が発生した後も保証債務を履行できるのであり、受託者が固有財産から債務を弁済することも同様に考えてよいと思われる。

次に、保証債務を履行した保証人は、債務者に対する求償権に基づいて差押後の執行手続に参加できるから、同様に、受託者が信託財産に対する求償権に

基づいて執行手続に参加できることにも問題はないと思われる。

結局、問題となるのは、受託者が取得する信託財産への求償権が、信託法36条1項の規定によって他の権利者にも優先する強力な権利となるところにあるのではないかとと思われる。<sup>(31)</sup>

この問題については、まず信託法36条1項の解釈から検討してみたい。

同規定では、受託者が「信託財産ニ関シテ」あるいは「信託事務ヲ処理スル為ニ」固有財産から債務を負担した場合、すなわち、広く“信託事務”として固有財産から費用を負担した場合にのみ、受託者に他の権利者に優先する信託財産への補償請求を認めている。したがって、受託者の固有財産からの弁済が同規定の要件である“信託事務”にあたらなければ、受託者は補償請求権を取得しないこととなる。責任限定特約の締結によって受託者の固有財産は債務の責任を負っていないから、当該固有財産から弁済することはいわゆる責任なき債務の弁済にあたる。<sup>(32)</sup>ここで責任とは、受託者が信託事務として負担した債務に対するものであるから、逆に受託者としての責任がないのであれば、そのような債務の弁済は信託事務ではないと考えて、受託者は信託法36条1項の補償請求権を取得しないという考え方もありうる。

しかし、固有財産から支出されるものであっても、弁済される債務は受託者が信託事務として負担したものであり、それが信託財産に帰属すべき債務であることは信託財産への差押の前後によって変わるものではない。固有財産に責任がなくとも受託者の債務自体は依然として存在するのであり、それによって信託財産に帰属する債務の額が減少することを考えれば、信託財産に差押が発生した後であっても、受託者の固有財産からの弁済はやはり信託事務と考えるべきであろう。

したがって、信託法36条1項の解釈としては、受託者は差押が発生した後であっても信託財産に対する補償請求権を取得できることになる。

次に、民事執行法の規定からもこの問題を検討する。

### 第三者に対する受託者責任の限定

同法では、債権者が金銭執行を行う場合に、その対象となる財産の種類によって差押後の換価処分代金から配当を受けられる債権者の範囲を定めている。例えば差押財産が不動産である場合には、配当を受けられる債権者の範囲は同法87条1項で、差押債権者（1号）、配当要求の終期までに配当要求をした債権者（2号）、差押えの登記前に登記された仮差押えの債権者（3号）、差押えの登記前に登記がされた先取特権（第一号又は第二号に掲げる債権者が有する一般の先取特権を除く。）、質権又は抵当権で売却により消滅するものを有する債権者（4号）、と定められている。試みに、信託財産が不動産である場合を想定して、補償請求権を有する受託者が同規定に列挙されるいずれの債権者にあたるのかを考えてみたい。

まず、受託者が信託財産の所有権者であることを考えると、1号の差押債権者、3号の仮差押債権者として配当を受けることはできないと考えられる。したがって、問題はもっぱら受託者が2号の債権者として配当を受けるのか、4号の債権者として配当を受けるのかという点にある。受託者の信託財産に対する補償請求権は「他ノ権利者＝先チテ」行使できる一種の先取特権と考えられている<sup>(33)</sup>から、民事執行法87条1項の解釈上、それを2号の一般先取特権と考えるのか、4号の一般先取特権以外の先取特権と考えるのかという問題である。

仮に、補償請求権を4号の債権者が有する一般先取特権以外の先取特権と考えたと、債権者が配当手続時にその権利を行使するには、差押の登記以前に当該先取特権の登記が必要である。したがって、受託者は信託財産に差押が発生した後に補償請求権を取得しても、配当手続に参加できず、他の債権者に優先して配当を受けることもできないこととなる。

しかし、4号に規定されている先取特権は、質権や抵当権と並んで規定されていることから考えても、特定された不動産の上に生ずる特別の先取特権、すなわち不動産の保存・工事・売買の先取特権（民法325条）などを指す権利と考えるべきではないだろうか。一方、受託者の有する補償請求権は特定の不動産の上存在する権利ではなく、信託財産に含まれる全ての財産に対する求償権である。信託財産が債務の帰属主体として独立していることを考えると、

その総財産を目的とした権利であるという意味では、受託者の補償請求権は、<sup>(34)</sup>より一般先取特権に近い権利と考えるべきではないかと思われる。

そして、補償請求権をそのように解すると、受託者は2号に規定される配当要求債権者として配当手続に参加することになる。この場合、債権者の一般先取特権の取得に関しては、差押前後による時間的な制限がないから、信託財産に差押が発生した後に取得した補償請求権であっても、受託者はそれに基づいて配当要求を行い、他の債権者に優先して配当を受けることができることとなる。

そもそもこの問題は、信託法に規定される受託者の補償請求権を、民事執行法、とくに差押との関係でどのような権利と捉えるべきかという問題である。したがって、民事執行法に補償請求権の行使に関する規定がない以上、この問題を同法によって解決することは不可能であると思われる。

しかし、信託法上、補償請求権の性質は一般先取特権と同順位あるいはそれにも優先する権利と考えられており、前述したように、差押前に取得した補償請求権であれば、受託者は配当手続に参加できると考えられる。そうであるならば、受託者の補償請求権は民事執行手続において配当を受けられる権利と考えなければならず、民事執行法の解釈においては、一般先取特権として扱わざるを得ないのではないかと思われる。

以上の検討によれば、現行法の規定に基づく限り、信託財産上に発生した差押は、受託者の補償請求権の取得および配当要求時の優先権としての行使を妨げないという結論となる。信託財産が差押財産となったにもかかわらず、受託者が固有財産から弁済することによって実質的に信託財産を処分できるのはおかしいのではないか、という疑問は依然として残ることになるが、実務的には、受託者と債権者との契約上に、信託財産に差押が発生した後は差押債権者以外の債権者に受託者が固有財産から弁済をしない等の特約を設けることによって解決を図ることになる。

### 第三者に対する受託者責任の限定

- (29) 受託者の固有財産からの弁済を一切認めないとする特約を締結することも無論可能である。しかし、そのような特約を設けると、信託財産にキャッシュがない場合には、管理費用や租税の発生によって、その都度信託財産を売却して弁済しなければならないという不都合が生ずる。
- (30) 信託財産の残存する限度において、受託者は固有財産から弁済すればその弁済額を必ず信託財産から受け取れるのであるから、債権者にとっては信託財産から直接弁済されるのと同じである。
- (31) 補償請求権の性質について、四宮・前掲書（注1）291頁以下参照。
- (32) 責任なき債務について、我妻・前掲書（注25）73頁以下参照。
- (33) 入江・前掲書（注1）323頁。
- (34) 甲斐道太郎教授は、特別法上の先取特権の分類にあたり、信託法36条の補償請求権と類似の民法上の先取特権として動産・不動産保存の先取特権を挙げられている（林良平・他編『新版注釈民法8』174頁）。

補償請求権をどのような先取特権と捉えるかについては、対象となる財産の範囲を考えたときに、信託財産が特定の動産・不動産と債務者の総財産の中間に位置していることが問題となる。甲斐教授は先取特権の目的物を、a.一般（債務者の総財産）、b.動産、c.不動産、d.特別担保物（供託または預託された保証金等）、e.その他、の5種類に分類されておられるが、その中で「e.その他」に分類されるのは補償請求権と建物区分所有法7条で区分所有者に認められる権利のみである。目的物が総財産と特定財産の間に位置しているという意味では、民事執行法の解釈上どちらに捉えることもできるのかもしれない。

### ③ 履行期の到来していない債権者の権利と信託の破産

債権者が複数存在する場合には、未だ債権の履行期が到来していない債権者の権利についても問題が生ずる。

すなわち、信託財産が受託者に過失なく減少・滅失し、いわゆる破産状態に陥ったとき、それを知った債権者に、負債の増加や他の債権者への弁済による責任財産の減少を阻止するための何らかの権利行使が認められないのかという問題である。責任限定特約の締結によって、信託財産はあたかも会社財産と同様の独立した責任財産となる。会社の破産時に会社債権者に認められる破産申立や破産財団から平等に弁済を受ける権利などが、受託者と契約を締結する債

権者にも認められるべきではないだろうか。

信託法にはそのような信託財産の破産に関する規定がないため、以下、破産法の規定を参照しつつ考察してみたい。

我が国の破産法では、一般的な破産原因として債務者の支払不能を規定し(126条)、とくに株式会社や有限会社などの物的会社や相続財産については、債務超過も破産原因になることが定められている(127条・129条)。物的会社において債務超過が破産原因とされるのは、会社財産のみが債権者に対する信用の基礎であるからであり、相続財産は一旦債務超過に陥った以上、将来回復する可能性がほとんどないためであると説明される。<sup>(35)</sup>

したがって、仮に破産法の規定を信託財産に適用するのであれば、責任限定特約によって債権者の信用の基礎となるのは信託財産のみであり、信託財産の債務超過は破産原因を構成すべきであると考えられる。信託財産の債務超過を知った債権者は、履行期が到来するまで待っていると自己の債権回収が困難になるおそれがあると考えれば、裁判所に対して信託財産の破産申立を行い、破産宣告を経て、その後の破産手続により破産財団となった信託財産から他の債権者と平等に弁済を受けることが可能となる。

しかし、破産法の適用を受けるためには、破産能力が必要であるとされてい<sup>(36)</sup>る。アメリカにはビジネス・トラストの破産能力を認める規定があるが、我が<sup>(37)</sup>国ではとくに信託財産の破産能力を認める規定は存在しない。相続財産に準じて信託財産の破産能力が認められないかという点で議論の余地はあるかも知れないが、現在、信託財産に破産能力を認めるという見解は見当たらない。したがって、現行法の規定に基づく限り、債権者が信託財産の破産状態を知り、将来の債権回収に不安が生じたとしても、それを阻止するための権利の行使はできないと考えられる。

一方、信託財産の破産という問題は、受託者の責任財産を信託財産のみに限定するという特約に伴って生ずるものである。<sup>(38)</sup>責任限定特約自体が契約上の特別条項であるから、これに基づいて発生する問題については、契約上に新たな特約を設けることで解決すべきであるという考え方もありうる。

### 第三者に対する受託者責任の限定

しかし、特約によって破産手続的な処理を行うためには、信託財産の清算手続を全て契約書に明記する必要がある、これは極めて困難と思われる。仮にそれが可能であったとしても、受託者が負担する債務は必ずしも契約に基づくものだけではなく、前述したように、不法行為責任や信託財産の権利主体であることによって負担する債務もありうる。このような債務を負担する相手としての債権者は、受託者と契約を締結しているわけではない。信託財産の清算時に、受託者との間に契約のない債権者が併存する可能性のあることを考えると、契約上の特約として定めた破産手続を有効に機能させることは不可能ではないかと思われる。

また、信託法上の問題としても、清算手続を行うには信託財産の管理・処分権を受託者以外の破産管財人に委ねる必要があると考えられるが、<sup>(39)</sup>それが受託者の自己執行義務に違反しないのかという問題、あるいは、受託者が清算手続を怠ったために信託財産の負債が増加したような場合は、受託者の善管注意義務違反になるのかという問題など、多くの解決困難な問題が生ずる可能性がある。

このように考えると、信託財産の破産という問題を、現行法の解釈や契約上の特約によって解決することには無理があるように思われる。債権者の権利保護という観点からは、受託者の責任が信託財産に限定されているときに、信託財産が破産状態に陥った場合の清算手続が必要ではないかと思われるが、この問題に関しては法の整備に基づく立法的な解決が望ましいのではないだろうか。<sup>(40)</sup>

(35) 青山善充・伊藤眞他『破産法概説（新版）』35頁。

(36) 同上・36頁。

(37) Bankruptcy Code §§101(9)(A), (41), 109(b), (d)

(38) 責任限定特約がなければ受託者の固有財産も連帯して債務を負うのであるから、固有財産を含めて債務超過になれば、受託者自身の破産能力に基づいて破産法の適用が認められることになる。

(39) 前掲・Hayton（注14）では、受託者が裁判所の許可を得て破産管財人となる方法が示されている。また、我が国でも破産財産の分与を信託目的とし破産債権

者を受益者として信託を設定すること（私的整理信託）は可能であると考えられている（四宮・前掲書（注1）22頁）。

しかし、破産した信託の受託者がそのまま私的整理信託の受託者に転換するというのは問題があるように思われる。当初信託とは信託目的も異なり、理論上は当初信託の受託者が委託者となって新たな信託を設定するという構成になるからである。破産者自らが破産管財人になるという不合理もさることながら、我が国の信託法では委託者＝受託者である信託宣言は認められないというのが通説であり、当初信託の受託者と私的整理信託の受託者は別（法）人とすべきではないかと思われる。

なお、私的整理信託については、伊藤眞「私的整理の法理」信託奨励金論集第18号参照。

- (40) 我が国では信託の破産に関する文献はほとんど見当たらないが、例えば、Ian Lambert, “Insolvent trusts, multiple creditors and the Limitation of liability” (INSOLVENCY LAW & PRACTICE, Vol. 7, No.3~No.5) 参照。

## 5. おわりに

受託者の責任制限に関する問題については、従来からその例が多く存在する英米に比べて、我が国ではこれまでほとんど議論されていなかったようである。

しかしその一方で、実務では、信託財産の運用方法の多様化に伴って、受託者の責任制限は大きな課題となりつつある。

本稿では受託者が責任制限を行う際に生ずると思われる幾つかの問題をとり上げて検討を試みたが、必ずしも十分に議論を尽くしたとは言い難く、法的に明確な解決を示すに至らなかった問題点も多々ある。それらについては、引き続き今後の検討課題とさせていただきたいと考えている。

また、紙面の制約もあり、受託者が受益者に求償できない場合を前提としたが、現在の我が国の信託法で受益者に完全な有限責任が認められていないことを考えると、債権者と受益者との権利関係についても検討すべき問題は多いと思われる。

### 第三者に対する受託者責任の限定

無論、本稿で指摘した問題は、信託財産が順調に維持・管理されていれば発生しないものであるから、あるいは我が国の実務において現実化する可能性はあまりないかもしれない。

しかし、将来的にも全くありえないとは言い切れず、実務家の立場としては、それらの問題がさらに研究され、立法的な解決も含めて法的に明確な整理がなされることを望みたい。

(三菱信託銀行業務部信託法務室調査役)

